

令和2年度 第5回選挙管理委員会 議事録要旨

1. 日 時 令和3年3月3日（水）午前9時30分から午前11時50分まで

2. 場 所 香取市役所 5階504会議室

3. 出席委員 高木委員長、土屋委員、堀越委員

4. 欠席委員 石井職務代理者

5. 議 案

議案第1号：選挙人名簿に登録すべき者の決定について

議案第2号：選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

議案第3号：直接請求に必要な選挙人の数について

議案第4号：ポスター掲示場の設置場所の決定について

議案第5号：投票所の決定について

議案第6号：期日前投票所の決定について

議案第7号：期日前投票所の開閉時刻の繰り上げについて

議案第8号：投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第9号：期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第10号：投票所の投票立会人の選任について

議案第11号：期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第12号：開票の場所及び日時の決定について

議案第13号：開票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第14号：投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

議案第15号：開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について

議案第16号：香取市選挙管理委員会委員長の執務場所について

6. 審議経過及び結果

| 議案 番号 | 議 案 | 経過及び結果 |
|-----------|----------------------|------------------------------------|
| 議案 第1号 | 選挙人名簿に登録すべき者の決定について | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案 第2号 | 選挙人名簿から抹消すべき者の決定について | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 議案第3号 | 直接請求に必要な選挙人の数について | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第4号 | ポスター掲示場の設置場所の決定について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第5号 | 投票所の決定について | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第6号 | 期日前投票所の決定について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第7号 | 期日前投票所の開閉時刻の繰り上げについて | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第8号 | 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第9号 | 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第10号 | 投票所の投票立会人の選任について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第11号 | 期日前投票所の投票立会人の選任について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第12号 | 開票の場所及び日時の決定について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第13号 | 開票管理者及びその職務代理者の選任について | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第14号 | 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第15号 | 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について | 事務局より提案説明、質疑あり、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |

| | | |
|------------|----------------------------|------------------------------------|
| 議案第 16号 | 香取市選挙管理委員会委員 長の執務場所について | 事務局より提案説明、質疑なし、全員より異議なく原案のとおり可決した。 |
|------------|----------------------------|------------------------------------|